

# 二条城外堀周辺樹木等維持管理業務委託仕様書

京都市文化市民局元離宮二条城事務所  
(担当 管理係 電話841-0096)

## 第1節 業務の目的と概要

### 1 業務概要

- ・委託業務名 二条城外堀周辺樹木等維持管理業務委託
- ・履行場所 世界遺産京都市元離宮二条城  
京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地地内
- ・対象範囲 二条城外堀周辺 約3ha (「図 業務の対象範囲」参照)
- ・履行期間 契約日の翌日から令和9年3月31日まで

### 2 業務の目的

二条城の外堀周辺は、石垣、堀（水域）、樹木で構成された特徴的な景観（良好な水辺景観）を有し、二条城の来城者をはじめ、二条城周辺の居住者、外周歩道の通行者など、多くの人々が目にする「世界遺産 二条城」の顔ともいえる場所となっている。

本業務は、二条城外堀周辺の良好な景観を維持保全していくため、外堀周辺の樹木等の維持管理業務を行うものである。

### 3 業務内容（詳細は「第2節 業務内容」参照）

- (1) 外堀周辺松手入れ
- (2) 外堀周辺樹木手入れ
- (3) 外堀ピラカンサ生垣刈込み及び外堀草刈り
- (4) 外堀サクラ薬剤樹幹注入

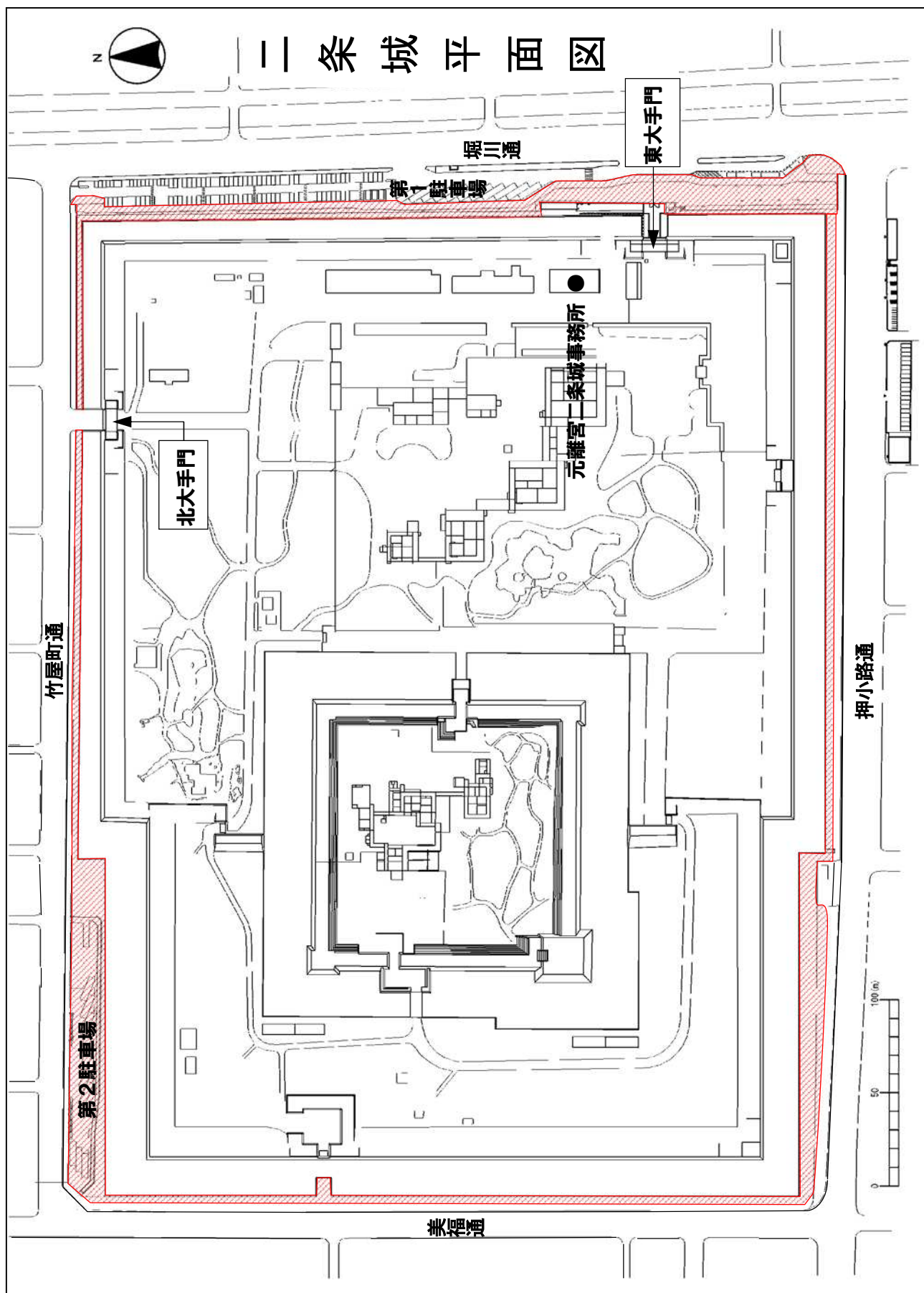


図 業務の対象範囲（二条城外堀周辺 約3ha）

## 第2節 業務内容

### 1 業務実施に関する基本姿勢

#### (1) 文化財の保存及び景観保全の重要性の認識

二条城は全域（外堀周辺含む）が史跡に指定されており、石垣、マツ、その他の樹木や施設等は史跡の構成要素となっている。また、外堀周辺は周辺地域に接する景観上重要な区域である。このため、業務の実施に当たっては、各施設等の文化財的価値を念頭におき、その保存に関して細心の注意を払うとともに、本業務が「世界遺産 二条城」の景観保全に大きく影響することを意識しながら作業を行うこと。

#### (2) 来城者及び歩行者への配慮

二条城は多くの人々が訪れる京都を代表する文化観光施設である。また、外堀周辺は歩道や駐車場と接しているため、多数の歩行者又は駐車場利用者が通行する場所でもある。このため、業務の実施に当たっては、来城者及び歩行者等の安全確保のため必要な措置を講じるとともに、常に観覧、各施設の利用、通行の妨げにならないよう配慮しながら作業を行うこと。また、安全確保上、必要な場合は交通誘導員を配置すること。

#### (3) 作業姿勢等

本業務で実施する作業は来城者の興味を引くものが多い。作業している姿も美しい景観を構成する要素であると心得て、現場の養生・清掃はもとより、作業中の言葉づかい、休憩中の道具や枝葉の取り扱いなど、作業員一人ひとりが、きめ細やかな配慮を怠らずに取り組むこと。また、樹木の病虫害の蔓延を防ぐための道具の消毒など、造園技術者として基本的に配慮すべき事項も忘れずに取り組むこと。

#### (4) 作業後の清掃等

作業後の清掃はすべての維持管理作業の基本である。作業後の清掃や道具の片付けがおろそかになると、「世界遺産 二条城」の価値の低下、一般の人々の造園技術者に対する評価の低下という事態が生じかねない。本業務の実施に当たっては“作業後は作業前より現場をきれいにする”という気持ちを持って、清掃や道具の片付けなどを徹底し、通路や歩道に落ちた枝葉の回収、除去はもとより、池や堀に落ちた枝葉はボートや網等を使って丁寧に回収、除去すること。

### 2 植栽管理に関する基本的考え方

二条城の植栽は、その場所の土地利用や景観特性、管理方法の違いなどにより、植栽の状態や課題、景観形成の方向性が異なっており、日常的管理についても、それぞれの場所の特性等を考慮しながら維持管理を行っていく必要があるため、維持管理作業の実施に当たっては、その都度、監督員と協議を行いながら、二条城の景観維持に配慮して作業を行うこと。

### 3 業務内容

#### (1) 外堀周辺松手入れ（図面－1 参照）

##### ① 場所

外堀周辺

##### ② 作業内容及び回数

松樹鋏透かし 109本（外堀南側）： 年1回

松樹芽摘み 31本（外堀東側）： 年1回

松樹葉むしり 31本（外堀東側）： 年1回

##### ③ 作業方法等

（共通事項）

マツの形姿は、原則として“自然風（※）”を基本として、植栽場所の景観やマツの状態等に応じて仕上げ方法を調整すること。ただし、外堀周辺のマツは、歩行者の安全確保を最優先に手入れを行うこと。

〔 自然風：形姿をつくり込み過ぎずに、自然のマツのように風雨にさらされ形づくられたような状態になるよう丁寧に仕上げること 〕

(鋏透かし)

ア 危険と思われる枝や、照明灯を遮蔽しているような枝は、不自然にならないように切りつめて、歩行者の安全性に支障がないようにすること。

イ 特別な理由のない限り、手入れした後の仕上がりは周囲の松樹と同様な濃さで仕上げること。

ウ 作業後は、剪定した枝葉が樹上に残らないように丁寧に枝を振るい、清掃すること。

(芽摘み)

ア 松樹芽摘みは伸長した芽の2/3程度を手で摘むこと。

イ 摘んだ芽が堅すぎる場合には、道具（竹へら）等の使用を認めるが、基本的には手で摘むこと。鋏を使用しないこと。

ウ 摘んだ芽に繊維が残らないようにすること。

エ 芽が全て取り除かれないように芽摘みを行うこと。

オ 混みすぎている枝については、剪定してもよい。

カ 作業後は、摘み終えた芽が樹上に残らないように丁寧に枝を振るい、清掃すること。

(葉むしり)

ア 松樹葉むしりは、片むしりにならないように丁寧に行うこと。

イ 樹姿の調整のため、重なり枝などを丁寧に切り透かし、枯れ枝及び病虫害による回復の見込みのない枝を除去すること。

ウ 将来的に縮めやすいように必要な懐枝は大事に手入れすること。

エ 歩道沿いや危険と思われる枝については、不自然にならないように極力切りつめること。

オ 作業後は、むしり終えた葉が樹上に残らないように丁寧に枝を振るい、清掃すること。

## (2) 外堀周辺樹木手入れ（図面－2①～③参照）

### ① 場所

第1駐車場付近、第2駐車場付近、外堀外周西側

### ② 作業内容及び回数

(第1駐車場付近)

刈込み 植栽帯 低木（サツキ） 100㎡ ： 年1回

草刈り 植栽帯 250㎡ ： 年5回

灌 水 植栽帯低木（サツキ） ： 年4回

(第2駐車場付近)

散策路周辺樹木（高木）剪定 50本 ： 年1回

ツバキ等生垣刈込み 150m ： 年2回

ツバキ等生垣薬剤散布 150m ： 年1回

(外堀外周西側)

外堀外周西側樹木（マツを除く高木）剪定 26本 ： 年1回

### ③ 作業方法等

(第1駐車場付近)

ア 第1駐車場の北側及び南側植栽帯内のサツキの刈込みを行う。

イ 刈込み機等の使用後、切り口が乱れているものや節間で切除したものについては、切戻しを行うこと。

ウ 徒長枝は、枝元から切り戻すこと。

エ 枯枝、枯葉があった場合は切除すること。

オ 刈込み作業は花ガラや実生木、蔓草等を取り除いた後、作業にかかること。

カ 植栽帯内の草刈りにおいて、寄植えから生える雑草、実生木については人力作業により除去すること。

キ 草刈りを行う際は、歩行者等に小石等が飛ばないように十分注意すると共に、飛散防止対策を施して作業を行うこと。

ク 灌水作業は、第1駐車場付近の南北2箇所にある植栽帯を対象とし、年4回行うこと。  
また、降雨日数や降雨量が少ない場合は、監督員と協議を行い、灌水回数を変更すること。

(第2駐車場付近)

ア 第2駐車場付近の樹木剪定及びツバキ等生垣の刈込みを行う。

イ 剪定に当たっては、歩行者の安全確保を最優先として、必要な箇所は強剪定すること。

ウ 常緑樹、落葉樹の剪定は、樹姿の調整のため、重なり枝などを丁寧に切り透かし、枯れ枝及び病虫害による回復の見込みのない枝を除去すること。

エ 樹木の育成に影響を与えるような極端な剪定をしないこと（ただし、歩行者の安全確保のために必要な場合を除く）。

オ 常緑樹、落葉樹は、剪定後、切口の大きいものには殺菌剤・防腐剤を塗布すること。

カ 花木は花期を考慮して適切な時期に剪定すること。

キ ツバキ等生垣は、通路幅員の確保と景観の維持に配慮して、一定の幅を定めて両面を刈込み、天端をそろえ、刈込み後の仕上がりが垂直、水平になるようにすること。

ク 枯枝、枯葉があった場合は切除し処分すること。

ケ 刈込み機等の使用後、切り口が乱れているものや節間で切除したものについては、切戻しを行うこと。

コ 刈込み作業は花ガラや実生木、蔓草等を取り除いた後、作業にかかること。

サ ツバキ等生垣を対象に薬剤を散布すること。薬剤は、散策路を利用する歩行者や外堀の石垣や魚類に影響の少ない薬剤を使用すること。

なお、使用する薬剤の種類については、事前に監督員の承諾を得ること。

シ 第2駐車場付近に係る作業全般について、歩行者の安全確保のため散策路を通行止めにする場合は、事前に監督員と協議すること。また、作業前に通行止めの周知看板を出入口に設置（2箇所）すること。

(外堀外周西側)

ア 外堀外周西側樹木（マツを除く高木）の剪定を行う。

イ 剪定は、歩行者の安全確保を最優先として、歩道上に越境している枝の切除、枯れ枝の除去等を中心に作業を行い、必要な箇所は強剪定すること。また、サクラについては、剪定時にひこばえも処理すること。

(3) 外堀ピラカンサ生垣刈込み及び外堀草刈り（図面－3参照）

① 場所

外堀周辺

② 作業内容及び回数

ピラカンサ生垣刈込み 1,600m : 年5回

外堀草刈り 13,000㎡ : 年5回

③ 作業方法等

(ピラカンサ生垣刈込み)

ア ピラカンサ生垣の天端は基準棒などを利用し水平に、また側面は垂直に刈り込むこと。

また離れた所から全体が水平になっているか等を確認しながら作業を行うこと。凹凸のないように刈込むこと。

イ 仕上がり高さについては、北西第2駐車場北側部分については、4.0mを目安とし、そ

の他については1.1mを目安とする（ただし、北西第2駐車場北側部分の仕上がり高さは、監督員に確認してから実施すること）。

ウ 生垣から生える実生木、蔓草などは丁寧に除去すること。

（外堀草刈り）

ア 現場の状況に応じて乗用草刈機と肩掛け式草刈機を使い分けながら草刈りを行うこと。

イ 草刈りを行う際は、歩道通行者に小石等が飛ばないように十分注意して作業すること。

ウ 草刈りを行う際にはピラカンサ生垣等の根元には十分に気をつけること。

エ 作業場所及び作業場所付近に落葉などがあった場合は適切に処分すること。

オ 作業に当たっては、電気配線等には十分気をつけること。電気配線等を切断した場合には必ず監督員に報告し、受託者において復旧を図ること。

カ 作業後、堀に落ちた刈草等の回収を忘れずに行うこと。

#### （4）外堀サクラ薬剤樹幹注入（図面－4 参照）

##### ① 場所

外堀西側

##### ② 作業内容及び回数

薬剤樹幹注入（サクラのみ）21本 ： 年1回

##### ③ 作業方法等

ア 樹幹注入で使用する薬剤は「ウッdstar」を使用し、直径毎の注入量については、「二条城外堀周辺樹木等維持管理業務委託 数量表（P.11）」（以下、「数量表」という。）を参照とする。

イ 薬剤注入後には注入孔処理を行うこと。

ウ 薬剤注入は、クビアカツヤカミキリの予防に有効な時期（初夏を想定）に実施すること。

【樹幹注入樹木一覧表】

| 直径寸法 | 番号                       | 作業対象本数 |
|------|--------------------------|--------|
| 10cm | 1, 2                     | 2 本    |
| 30cm | 5, 9                     | 2 本    |
| 40cm | 4, 7, 10                 | 3 本    |
| 50cm | 13, 17, 19, 20           | 4 本    |
| 60cm | 6, 8, 11, 12, 14, 16, 21 | 7 本    |
| 70cm | 3, 15, 18                | 3 本    |

#### （5）その他事項

（業務対象範囲全域）

ア 本業務で実施する剪定などの数量は、「数量表」（P.11）を参照とする。

イ 業務対象範囲において、倒木の恐れのある危険木や危険木の要素を含んだ樹木を発見した場合は、監督員に報告すると共に、指示された作業を速やかに行うこと。

ウ 「数量表」に記載の無い緊急作業（来城者等の安全確保を目的とした伐採・剪定、灌水作業、ツバキ生垣以外の樹木への薬剤散布など）を監督員から指示された場合は、工程を調整のうえ作業を行うこと。

エ 上記イ・ウの項目で生じた追加作業については、作業内容を踏まえ、設計変更対象の有無について監督員と協議すること。

### 第3節 業務の実施に関する注意事項等

#### 1 二条城の開城時間、休城日

- ・開城時間 午前8時45分から午後5時まで（入城は午後4時まで）  
（※催事の実施により変更となる場合あり）
- ・休城日 12月29日から12月31日まで

#### 2 業務時間（作業開始、終了時刻）、入退城

- （1）業務時間は午前8時30分から午後5時までとする。時間外（早出、残業）に業務を行う場合は、事前に業務内容・予定時間・人員を監督員に届け出ること。業務が観覧等に支障を与える可能性がある場合は、監督員と事前に協議のうえ、時間外に行うこと。また、天候の変化等により、午後5時前に作業を終了して帰社する場合は、その旨を監督員に届け出ること。この場合、車両の退城について、監督員の指示に従って行動すること。
- （2）入退城の際は、警備員又は職員に入城証を提示し、入城の許可を得ること。  
なお、業務に関係のない同伴者の入城は認めない。
- （3）車両で入城する場合は、時間帯により、以下の門において警備員又は職員に入城の許可を得たのち、車両入城証を受取り入城すること。  
（入城門、時間帯）
  - ・東大手門：午前7時30分から午前8時30分まで
  - ・北大手門：午前9時から午後6時まで
- （4）車両の退城は、時間帯により、以下の門において警備員又は職員に車両入城証を返却し、退城すること。  
（退城門、時間帯）
  - ・東大手門：午前7時30分から午前8時30分まで
  - ・北大手門：午前9時から午後6時まで
- （5）作業等の都合により、上記時間以外に車両が入退城する必要がある場合は、事前に監督員と協議すること。
- （6）大型車両を使用する場合は事前に届け出ること。
- （7）車両が城内を走行する場合は、以下を厳守すること。
  - ・走行速度は時速5キロ以下
  - ・開城時間中（午前8時45分から午後5時まで）は車両の前に先導者をつけること
  - ・催事実施中は開城時間が変更となるため注意すること（監督員に確認すること）
- （8）二条城周辺道路での路上駐車は厳禁とする。

#### 3 進行管理

- （1）受託者は監督員との連絡を密にし、委託業務の進捗を図ること。また、監督員の指示に従い作業を行うこと。
- （2）業務中は、やむを得ない場合を除き、現場責任者が必ず現場に立ち合うこと。
- （3）業務に必要な道具、機材等は、受託者で準備すること。また、業務の実施に必要な諸手続（道路使用許可等）や関係者協議等については、原則として受託者が行うこと。
- （4）受託者は、公序良俗に反することがないよう十分な注意をもって業務を実施すること。
- （5）軽微な業務の変更を行う場合は、監督員とその都度協議を行い実施すること。
- （6）受託者は、監督員の求めに応じ、業務の進捗状況をその都度報告すること。
- （7）本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に明記がなく、本業務遂行に必要な事項が生じた場合は、監督員と協議のうえ対応すること。

#### 4 安全管理

- (1) 受託者は、常に安全に留意して現場の管理に努めること。
- (2) 災害防止その他管理上必要な緊急措置については監督員（監督員が不在の場合は元離宮二条城事務所職員）と協議して、適切な措置を講じること。
- (3) 二条城は、市内有数の観光施設であるため、観光客に対する安全対策を十分に講じること。観覧通路や道路沿いなどで業務する場合には、景観及び安全に配慮したバリケード（例：緑コーン、草刈り時の飛び石除けのコンパネ）等を必ず設置すること。
- (4) 作業中に来城者や歩行者等とのトラブルがないよう十分注意して作業すること。必要な場合は、交通誘導員を配置すること。万一トラブルがあった場合には対処すること。
- (5) 作業中は文化財及びその他施設に損傷を与えないよう注意すること。万一、文化財やその他施設を損傷した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示のもと処理し復元すること。受託者の故意又は過失により生じた損害は、全て受託者の処理及び負担とする。
- (6) 原則、火気の使用は禁止とする。
- (7) 受託者は、労働安全衛生規則等の関係法令を熟知し、業務における労働災害防止に努めなければならない。

#### 5 その他諸注意

- (1) 作業に当たっては、適切に現場の養生を行うこと。また、作業後は、作業場所周辺の掃除、片付けを行うこと。
- (2) 業務で発生した剪定枝葉、幹、根、土砂等は城外搬出とし、適法に処理すること。また、再資源化可能な剪定枝葉、刈草等は、利活用（堆肥化等）に努めること。
- (3) 車両は予め指定した場所に駐車すること。
- (4) 車両が文化財である城内の各門を通行する場合は、損傷を与えないよう特に注意すること。  
なお、二之丸御殿入口前の広場は、原則として車両の進入禁止とする。
- (5) 人止め柵やロープにより通行止めされた箇所を通行する際は、緊急の場合を除き、柵などを跨がないこと。また、通行後は来城者が誤って進入しないよう、必ず閉めること。
- (6) 業務関係以外の建物及び施設内には許可なく立ち入らないこと。
- (7) 休憩時間中に喫煙する場合は指定の場所で喫煙すること。
- (8) 施設や道具等は、監督員の許可なくして使用しないこと。
- (9) 作業に必要な場合を除き、元離宮二条城事務所の東側職員通路は通行しないこと。
- (10) 外堀西側（美福通）において、機械音の生じる作業を実施する際は、近接の中学校及び高等学校の試験期間に配慮した工程とし、事前に中学校及び高等学校へ作業の周知を行い、了承を得ること。



## 第4節 提出書類等

### 1 着手時

#### (1) 提出書類

受託者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出、監督員の承認を受けること。

- ① 業務計画書（実施方針、体制、工程、安全確保対策、提案事項等） 1部（※1）
- ② 技術責任者届 1部（※2、※4、※5、※6）
- ③ 現場責任者届 1部（※3、※4、※5、※6）
- ④ 剪定枝等の処分に関する資料 1部（※7）
- ⑤ 労働関係法令遵守状況報告書（※8、※9、※10）
- ⑥ 委託（下請負）承認申請書（任意様式）（下請負を行う場合に限り）

（※1）業務計画書は、プロポーザルにおいて提案した事項を記載し、作成すること。

（※2）技術責任者とは、本業務の履行に関して技術上の監理をつかさどる者を指し、国家資格一級（二級）造園施工管理技士又は一級（二級）造園技能士の資格を有する者をいう。

（※3）現場責任者とは、本業務の履行に関し、現場に常駐して作業の進行管理、安全管理などを統括するとともに、作業の履行状況（仕上がり）等を確認する者をいう。

（※4）技術責任者届及び現場責任者届には、経歴書（住所、氏名、生年月日、最終学歴、資格、職歴、同種・類似業務実績）及び資格証明書写しを添付すること。

（※5）技術責任者と現場責任者は兼任することができる。

（※6）技術責任者及び現場責任者を変更する場合は、監督員にその旨を連絡し、速やかに技術責任者届（変更届）又は現場責任者届（変更届）を提出すること。

（※7）剪定枝等を自社で処分する場合は、登録証、写真、場所を明確にできるような資料を提出すること。

（※8）京都市公契約基本条例第12条に基づく報告書。

（※9）契約後、2ヶ月以内に本市契約課に提出すること（遵守状況報告書のほか、必要に応じて提出が求められる書類があるので契約課の指示に従うこと）。

なお、遵守状況報告書は監督員の承認を受ける必要はない。

（※10）遵守状況報告書の詳細は、ホームページ「京都市入札情報館」を参照。

#### (2) その他

着手前に業務関係者の名簿（入城証交付申請書）を提出し、入城証の交付を受けること。

### 2 委託期間中

受託者は、委託期間中、以下の書類を提出すること。

- ① 作業月報（1箇月間に実施した作業内容を簡潔にまとめたもの） 1部
- ② その他監督員から指示があったもの 一式

### 3 完了時

#### (1) 提出書類、完了検査

受託者は、四半期ごとに以下の書類を提出し、元離宮二条城事務所の検査を受けること。

なお、完了検査の日時は監督員から連絡する。

- ① 完了届 1部
- ② 作業進捗状況一覧表 1部  
（作業工程表に当該四半期内で実施した作業を加筆したもの）
- ③ 工事写真帳 1部  
（紙（カラー））
- ④ 処分伝票（剪定枝等の処分伝票の写し）等 一式

（剪定枝を自社以外で処分した場合は処分伝票の写しを提出すること。また、剪定枝等を利

活用（堆肥化等）した場合は、その概要を示す資料を提出すること）

⑤ その他監督員から指示があったもの 一式

(2) その他

本契約の期間が終了した後（令和9年4月1日以降）、速やかに交付された入城証を返却すること。

#### **4 委託料の支払い**

受託者は、完了検査（四半期ごと）が終了（合格）した後、委託料の支払いを請求することができる。

なお、委託料は、契約金額を四等分した金額を、四半期ごとに支払う。ただし、契約金額を四等分するのが困難な金額となっている場合は、第4四半期に支払う金額を調整する。

## ○ 二条城外堀周辺樹木等維持管理業務委託 数量表

(1) 外堀周辺松手入れ (参照図面：図面－1) (東側、南側)

| 作業内容 | 種別  | 数量 | 単位 | 回数 | 摘要           |
|------|-----|----|----|----|--------------|
| 鋏透かし | 松樹A | 4  | 本  | 1  | C=30～60cm未満  |
| 鋏透かし | 松樹B | 29 | 本  | 1  | C=60～90cm未満  |
| 鋏透かし | 松樹C | 29 | 本  | 1  | C=90～120cm未満 |
| 鋏透かし | 松樹D | 47 | 本  | 1  | C=120cm以上    |
| 芽摘み  | 松樹C | 8  | 本  | 1  | C=90～120cm未満 |
| 芽摘み  | 松樹D | 23 | 本  | 1  | C=120cm以上    |
| 葉むしり | 松樹C | 8  | 本  | 1  | C=90～120cm未満 |
| 葉むしり | 松樹D | 23 | 本  | 1  | C=120cm以上    |

(2) 外堀周辺樹木手入れ (参照図面：図面－2 ①～③)

| 作業内容    | 種別              | 数量  | 単位             | 回数 | 摘要                   |
|---------|-----------------|-----|----------------|----|----------------------|
| 第1駐車場付近 |                 |     |                |    |                      |
| 刈込み     | 植栽帯<br>低木 (サツキ) | 100 | m <sup>2</sup> | 1  | 2箇所合計面積              |
| 草刈り     | 植栽帯             | 250 | m <sup>2</sup> | 5  | 2箇所合計面積              |
| 灌水      | 植栽帯<br>低木 (サツキ) | —   | 回              | 4  | 1回につき2箇所を灌水          |
| 第2駐車場付近 |                 |     |                |    |                      |
| 剪定      | 散策路周辺樹木         | 50  | 本              | 1  | C=30～180cm           |
| 刈込み     | ツバキ等生垣          | 150 | m              | 2  | H=1.5～2.0m           |
| 薬剤散布    | ツバキ等生垣          | 150 | m              | 1  | 害虫の発生頻度によって散布回数に変更有り |
| 外堀外周西側  |                 |     |                |    |                      |
| 剪定      | 高木 ※マツを除く       | 26  | 本              | 1  | C=60～180cm           |

(3) 外堀ピラカンサ生垣刈込み及び外堀草刈り (参照図面：図面－3)

| 作業内容 | 種別      | 数量     | 単位             | 回数 | 摘要                                     |
|------|---------|--------|----------------|----|----------------------------------------|
| 刈込み  | ピラカンサ生垣 | 1,600  | m              | 5  | H=4.0m (第2駐車場北側部分)<br>H=1.1m (上記以外の場所) |
| 草刈り  | 雑草      | 13,000 | m <sup>2</sup> | 5  | 草刈り機使用 (乗用草刈機<br>および肩掛け式草刈機併用)         |

(4) 外堀サクラ薬剤樹幹注入 (参照図面：図面－4)

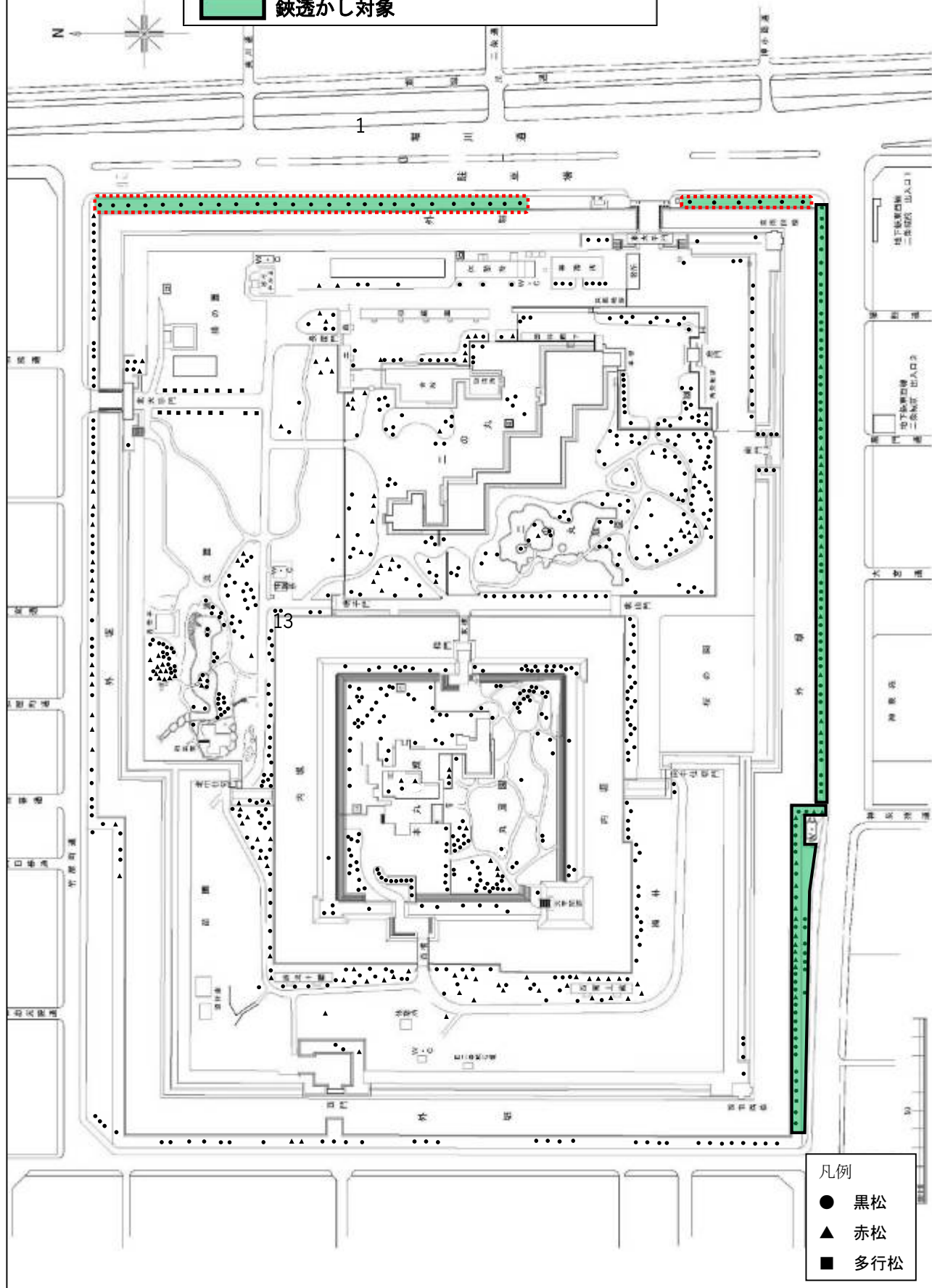
| 作業内容   | 種別     | 数量 | 単位 | 回数 | 摘要             |
|--------|--------|----|----|----|----------------|
| 薬剤樹幹注入 | 直径10cm | 2  | 本  | 1  | 注入量：4mL×3箇所/本  |
| 薬剤樹幹注入 | 直径30cm | 2  | 本  | 1  | 注入量：4mL×9箇所/本  |
| 薬剤樹幹注入 | 直径40cm | 3  | 本  | 1  | 注入量：4mL×12箇所/本 |
| 薬剤樹幹注入 | 直径50cm | 4  | 本  | 1  | 注入量：4mL×15箇所/本 |
| 薬剤樹幹注入 | 直径60cm | 7  | 本  | 1  | 注入量：4mL×18箇所/本 |
| 薬剤樹幹注入 | 直径70cm | 3  | 本  | 1  | 注入量：4mL×21箇所/本 |

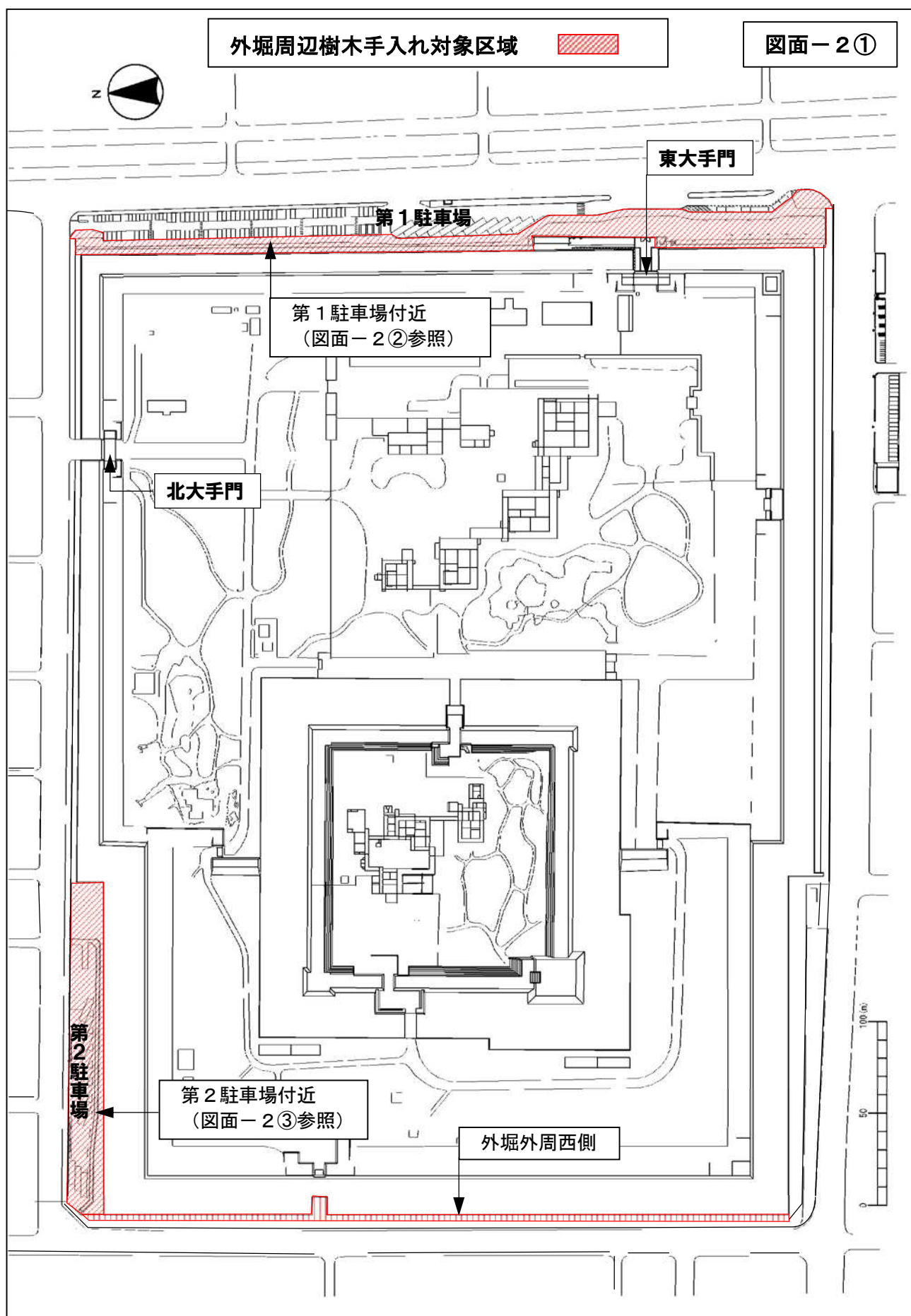
外堀周辺 松手入れ

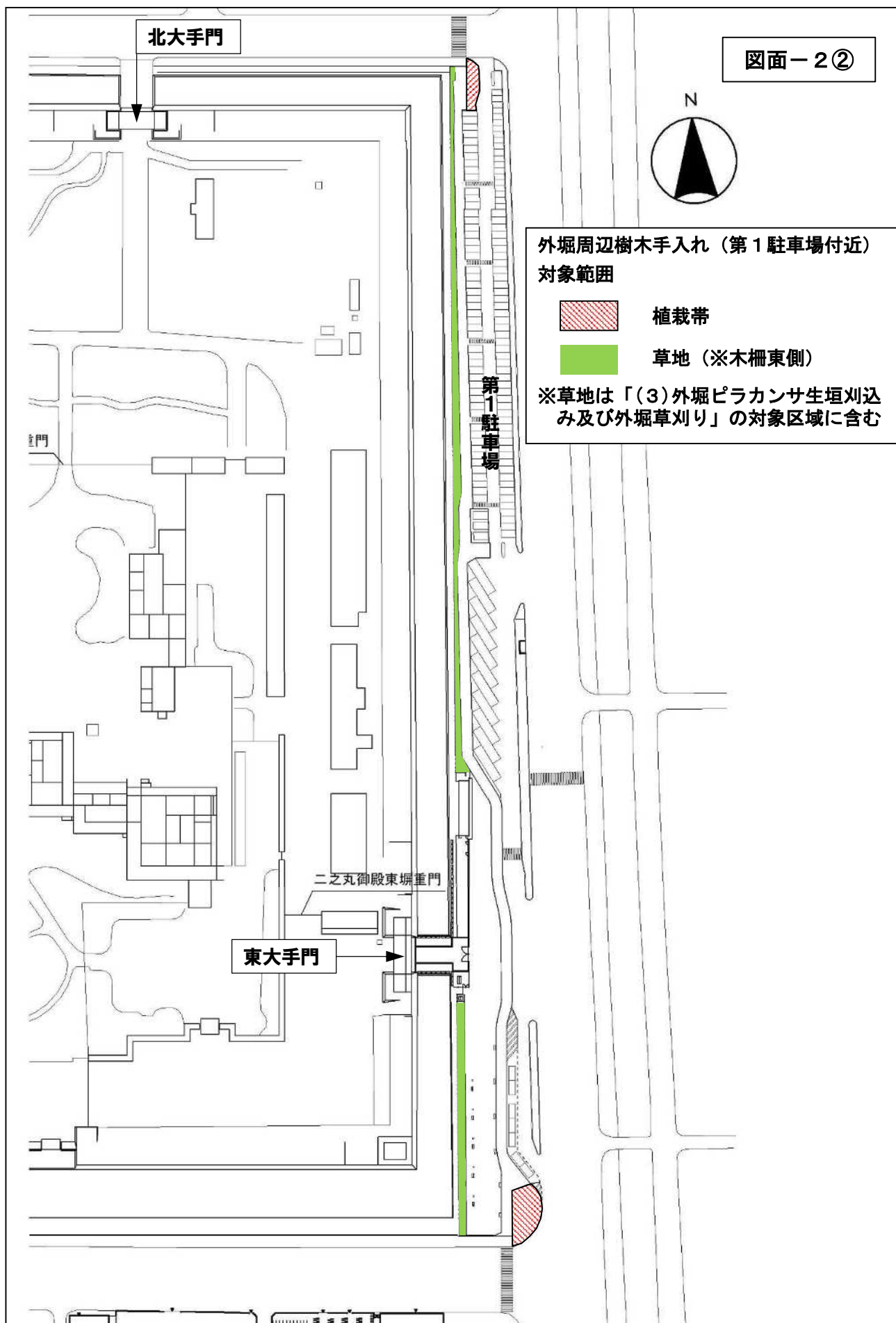
■ 芽摘み+葉むしり対象

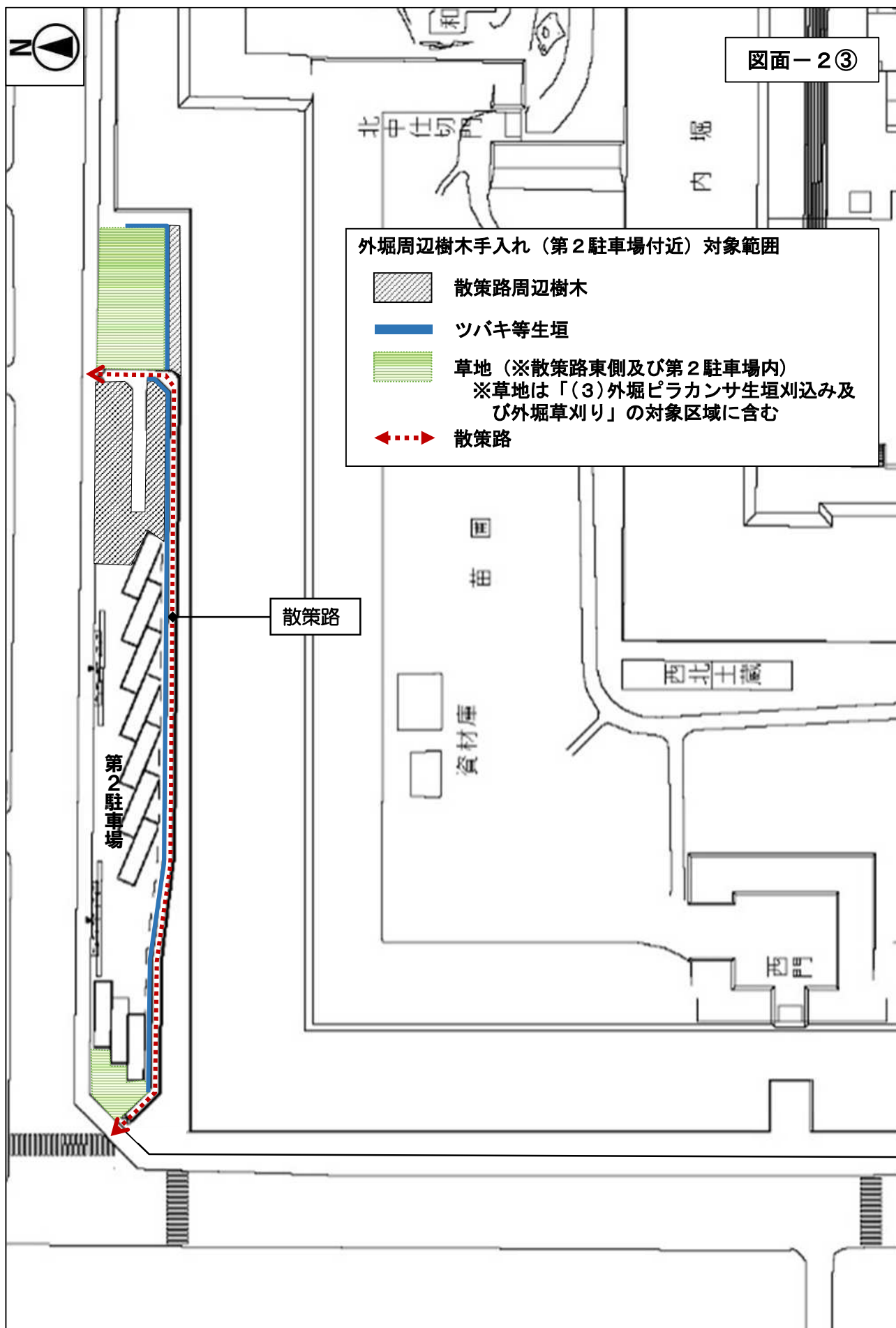
■ 鉄透かし対象

図面-1











外堀ピラカンサ生垣刈込及び外堀草刈り対象区域



図面－3



※第1駐車場付近の拡大図は  
図面－2②参照

第1駐車場

第2駐車場

※第2駐車場付近の拡大図は  
図面－2③参照

100m  
50



外堀サクラ薬剤樹幹注入対象区域

図面－４

